

広島市立大学大学院情報科学研究科博士前期課程ネットワークシステムズ奨学金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人広島市立大学寄附金等取扱規程第13条の規定に基づき、ネットワークシステムズ株式会社からの寄附金を基に実施する、広島市立大学大学院情報科学研究科博士前期課程ネットワークシステムズ奨学金（以下「奨学金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の総額)

第2条 奨学金の総額は、ネットワークシステムズ株式会社からの寄附額の範囲内とする。

(奨学生の資格)

第3条 奨学金の支給を受ける者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 情報科学研究科博士前期課程に在籍する者
 - (2) 広島市立大学情報科学部から広島市立大学大学院情報科学研究科博士前期課程に推薦入試で入学する者
 - (3) 人物及び学業が優秀で経済的理由によって授業料納付が困難であると認められる者
- 2 前項第3号に掲げるもののほか、やむを得ない事情があると認められる者については、奨学金の支給を受けることができる。

(奨学金の額等)

第4条 奨学金は、1人につき本学における年間の授業料と同額を1年に一度支給する。

- 2 奨学金の支給する期間は、2年の範囲内とする。
- 3 奨学金は、原則として、奨学生本人の金融機関口座に振り込む方法で全額を一括で支給する。

(申請方法)

第5条 奨学金の支給を受けようとする者は、別に定める期日までに次の書類を提出しなければならない。

- (1) ネットワークシステムズ奨学金申請書
- (2) ネットワークシステムズ奨学金申請調書

(奨学生の決定)

第6条 奨学生の決定は、ネットワークシステムズ奨学金選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議を経て、学長が決定する。

- 2 選考委員会は、次の者で構成する。委員長は、情報科学研究科長とする。
 - (1) 情報科学研究科長
 - (2) 情報科学研究科副研究科長（2名）
 - (3) 情報科学研究科各専攻長（4名）
- 3 奨学生の決定通知を受けた者は、所定の誓約書を提出しなければならない。

(産学連携科目の受講等)

第7条 奨学生は、情報科学研究科博士前期課程在籍時に、ネットワンシステムズ株式会社が提案したテーマに関する産学連携科目を受講又はネットワンシステムズ株式会社が主催するインターンシップに応募しなければならない。ただし、当該募集を行っていない等特別な事情がある場合は、この限りではない。

(返済を要さない奨学金等との併用の禁止)

第8条 奨学生は次の各号に掲げる申請はできない。

- (1) 広島市立大学学長が推薦する奨学金のうち、返済を要さない奨学金
- (2) 公立大学法人広島市立大学授業料等の減免に関する規程に基づく授業料の減免

(奨学金の休止等)

第9条 奨学生が次の各号に該当する場合は、奨学金の支給を休止し、又は取り消すものとする。この場合において、第6条第1項の規定を準用する。

- (1) 第3条第1項各号に規定する者に該当しないと認められるとき
- (2) 広島市立大学大学院学則上の懲戒処分を受けたとき
- (3) 休学したとき
- (4) その他奨学金の支給が不相当と認められるとき

(奨学金の返還)

第10条 奨学金は返還を要さない。ただし、奨学生が前条の規定により奨学金の支給を休止等されたときは、その一部又は全部を返還させることがある。

(事務)

第11条 奨学金に関する事務は、事務局学生支援室において遂行する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、奨学金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。